



# 2

平成 2 6 年 度

石 卷 市 各 種 会 計 予 算

石 卷 市

(平成26年2月18日提出)

頁

第31号議案	平成26年度石巻市一般会計予算 .....	1
第32号議案	平成26年度石巻市土地取得特別会計予算 .....	13
第33号議案	平成26年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計予算.....	19
第34号議案	平成26年度石巻市駐車場事業特別会計予算 .....	25
第35号議案	平成26年度石巻市下水道事業特別会計予算 .....	31
第36号議案	平成26年度石巻市漁業集落排水事業特別会計予算 .....	39
第37号議案	平成26年度石巻市農業集落排水事業特別会計予算 .....	45
第38号議案	平成26年度石巻市浄化槽整備事業特別会計予算 .....	51
第39号議案	平成26年度石巻市市街地開発事業特別会計予算 .....	57
第40号議案	平成26年度石巻市産業用地整備事業特別会計予算 .....	63
第41号議案	平成26年度石巻市国民健康保険事業特別会計予算 .....	69
第42号議案	平成26年度石巻市後期高齢者医療特別会計予算 .....	75
第43号議案	平成26年度石巻市介護保険事業特別会計予算 .....	81
第44号議案	平成26年度石巻市病院事業会計予算 .....	87

## 石 巻 市 一 般 会 計

第31号議案

平成26年度石巻市一般会計予算

平成26年度石巻市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ226,770,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)
款	項	金額
1 市税		15,134,689
	1 市民税	6,492,634
	2 固定資産税	6,219,355
	3 軽自動車税	321,818
	4 市たばこ税	1,259,611
	5 入湯税	19,618
	6 都市計画税	821,653
2 地方譲与税		659,001
	1 地方揮発油譲与税	199,000
	2 自動車重量譲与税	434,000
	3 地方道路譲与税	1
	4 特別とん譲与税	26,000
3 利子割交付金		26,000
	1 利子割交付金	26,000
4 配当割交付金		19,000
	1 配当割交付金	19,000
5 株式等譲渡所得割交付金		14,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	14,000
6 地方消費税交付金		1,900,000
	1 地方消費税交付金	1,900,000
7 ゴルフ場利用税交付金		1
	1 ゴルフ場利用税交付金	1
8 自動車取得税交付金		263,001
	1 自動車取得税交付金	263,001
9 地方特例交付金		37,000
	1 地方特例交付金	37,000
10 地方交付税		44,900,000
	1 地方交付税	44,900,000
11 交通安全対策特別交付金		26,000
	1 交通安全対策特別交付金	26,000
12 分担金及び負担金		608,566
	1 負担金	608,566
13 使用料及び手数料		808,006
	1 使用料	633,546
	2 手数料	174,460
14 国庫支出金		31,804,428
	1 国庫負担金	18,090,560
	2 国庫補助金	13,670,846
	3 国庫委託金	43,022
15 県支出金		10,015,870
	1 県負担金	2,430,522

		(単位：千円)
款	項	金額
	2 県補助金	7,052,002
	3 県委託金	533,346
16 財産収入		225,634
	1 財産運用収入	188,492
	2 財産売払収入	37,142
17 寄附金		2
	1 寄附金	2
18 繰入金		103,731,269
	1 基金繰入金	103,731,268
	2 特別会計繰入金	1
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		2,228,932
	1 延滞金加算金及び過料	15,002
	2 市預金利子	286
	3 貸付金元利収入	1,041,268
	4 雑入	1,172,376
21 市債		14,368,600
	1 市債	14,368,600
歳入	合計	226,770,000

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		432,428
	1 議会費	432,428
2 総務費		13,252,032
	1 総務管理費	11,931,518
	2 徴税費	677,084
	3 戸籍住民基本台帳費	355,376
	4 選挙費	209,567
	5 統計調査費	35,472
	6 監査委員費	43,015
3 民生費		28,609,527
	1 社会福祉費	5,622,995
	2 老人福祉費	4,493,766
	3 児童福祉費	6,363,737
	4 生活保護費	2,541,754
	5 災害救助費	9,587,275
4 衛生費		14,310,741
	1 保健衛生費	5,713,694
	2 清掃費	7,514,258
	3 上水道費	1,082,789
5 労働費		1,846,629
	1 労働福祉費	1,846,629
6 農林水産業費		15,360,999
	1 農業費	1,886,506
	2 林業費	193,427
	3 水産業費	13,281,066
7 商工費		2,853,742
	1 商工費	2,853,742
8 土木費		108,523,208
	1 土木管理費	409,053
	2 道路橋りょう費	2,096,529
	3 河川費	77,289
	4 港湾費	60,154
	5 都市計画費	19,994,497
	6 住宅費	85,885,686
9 消防費		4,295,164
	1 消防費	4,295,164
10 教育費		9,687,334
	1 教育総務費	797,017
	2 小学校費	1,531,262
	3 中学校費	1,678,271
	4 高等学校費	2,062,207

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 幼稚園費	333,645
	6 社会教育費	1,781,101
	7 保健体育費	1,503,831
11 災害復旧費		18,500,164
	1 厚生労働施設災害復旧費	13,900
	2 農林水産業施設災害復旧費	13,977,741
	3 公共土木施設災害復旧費	3,038,616
	4 文教施設災害復旧費	1,060,044
	5 その他公共施設・公用施設災害復旧費	409,863
12 公債費		8,998,031
	1 公債費	8,998,031
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	226,770,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額	
新住民情報システム構築業務	平成 26年度分	平成27年度から 平成30年度まで	52,988	
県・市町村共同電子申請システム負担金	平成 26年度分	平成27年度から 平成31年度まで	2,692	
仮設庁舎等借上料(施設維持事務所)		平成27年度から 平成28年度まで	9,720	
戸籍システム借上料	平成 26年度分	平成27年度から 平成31年度まで	47,023	
放課後児童クラブ施設借上料		平成27年度から 平成30年度まで	62,740	
自動体外式除細動器借上料		平成27年度から 平成30年度まで	1,504	
「石巻市北鰯山 墓地移転資金融 資あっせん要綱」 に基づく資金融 資に伴う利子補 給及び損失補償	利 子 補 給	平成 26年度分	平成27年度から 平成31年度まで	借入残高に係る利子に相当する額
	損 失 補 償	平成 26年度分	平成26年度から 平成32年度まで	未償還元金の10%に相当する額
環境基本計画策定業務		平成27年度	6,490	
「石巻市漁業経営震災 復旧特別対策資金利子 補給金交付要綱」に基 づく資金融資に伴う利 子補給	平成 26年度分	平成27年度から 平成30年度まで	借入残高に対して年0.35%以内 に相当する額	
「石巻市中小企業融資 あっせん規則」に基 づく資金融資に係る損失 補償	平成 26年度分	平成26年度から 平成39年度まで	融資預託金の10/100に相当す る額	
「石巻市小企業小口融 資あっせん規則」に基 づく資金融資に係る損 失補償	平成 26年度分	平成26年度から 平成36年度まで	融資預託金の10/100以内に相 当する額	
「石巻市中小企業融資 災害関連利子補給事業 実施要綱」に基づく中 小企業融資災害関連利 子補給	平成 26年度分	平成26年度から 平成30年度まで	借入残高に対して年1.5%以内 に相当する額	

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
造船業等集約化支援事業費補助金		平成26年度から 平成28年度まで	540,000
復興公営住宅整備事業	平成 26年度分	平成26年度から 平成28年度まで	12,050,000
稲井地区小学校遠距離 通学児童輸送業務	平成 26年度分	平成27年度から 平成29年度まで	1,768
小学校仮設校舎借上料	平成 26年度分	平成26年度から 平成27年度まで	158,171
北上地区中学校遠距離 通学生徒輸送業務	平成 26年度分	平成27年度から 平成29年度まで	875
仮設庁舎等借上料	平成 26年度分	平成27年度	20,944

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域づくり基金積立事業債	380,000	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮、又は借り換えをすることができる。
保健衛生事業債	30,000			
小規模治山対策事業債	6,000			
漁港海岸施設整備事業債	17,200			
道路新設改良事業債	282,800			
急傾斜地崩壊対策事業債	32,000			
街路整備事業債	220,500			
公園整備事業債	285,000			
公営住宅整備事業債	53,900			
復興公営住宅整備事業債	5,263,500			
消防施設整備事業債	748,400			
小学校施設整備事業債	88,000			
中学校施設整備事業債	391,400			
高等学校施設整備事業債	178,700			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園園児輸送事業債	14,800			
社会教育施設整備事業債	105,000			
臨時財政対策債	2,820,000	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮、又は借り換えをすることができる。
災害援護資金貸付金	1,600,000	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき宮城県が定めた融通条件による。
公有林整備事業債	19,400	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮、又は借り換えをすることができる。

石 卷 市 土 地 取 得  
特 別 会 計



第32号議案

平成26年度石巻市土地取得特別会計予算

平成26年度石巻市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ301,789千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 財産収入		350
	1 財産運用収入	350
2 繰入金		301,439
	1 一般会計繰入金	301,439
歳 入 合 計		301,789

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 公債費		301,439
	1 公債費	301,439
2 諸支出金		350
	1 基金積立金	350
歳 出 合 計		301,789

石巻市水産物地方卸売市場事業

特 別 会 計

第 3 3 号議案

平成 2 6 年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計予算

平成 2 6 年度石巻市の水産物地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 8 4, 7 8 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 6 年 2 月 1 8 日提出

石巻市長 亀 山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		58,629
	1 使用料	58,629
2 県支出金		3,483
	1 県委託金	3,483
3 繰入金		118,456
	1 一般会計繰入金	118,456
4 諸収入		4,220
	1 雑入	4,220
歳 入 合 計		184,788

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 水産物地方卸売市場費		100,161
	1 水産物地方卸売市場費	100,161
2 災害復旧費		1
	1 市場施設災害復旧費	1
3 公債費		84,626
	1 公債費	84,626
歳 出 合 計		184,788

石 卷 市 駐 車 場 事 業

特 別 会 計

第34号議案

平成26年度石巻市駐車場事業特別会計予算

平成26年度石巻市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,670千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,400
	1 使用料	5,400
2 繰入金		52,270
	1 一般会計繰入金	52,270
歳 入 合 計		57,670

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 駐車場事業費		2,077
	1 駐車場事業費	2,077
2 公債費		55,593
	1 公債費	55,593
歳 出 合 計		57,670



石 卷 市 下 水 道 事 業

特 別 会 計

第35号議案

平成26年度石巻市下水道事業特別会計予算

平成26年度石巻市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,950,990千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

- 第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

- 第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

- 第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)
款	項	金額
1 分担金及び負担金		44,293
	1 分担金	1,880
	2 負担金	42,413
2 使用料及び手数料		1,299,185
	1 使用料	1,298,182
	2 手数料	1,003
3 国庫支出金		9,876,000
	1 国庫補助金	9,876,000
4 繰入金		4,596,377
	1 一般会計繰入金	4,596,377
5 諸収入		4,235
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	4,233
6 市債		10,130,900
	1 下水道事業債	10,130,900
歳入	合計	25,950,990

2 歳出		(単位：千円)
款	項	金額
1 管理費		2,001,467
	1 総務管理費	282,883
	2 雨水排水施設管理費	353,405
	3 汚水処理施設管理費	1,365,179
2 建設費		9,744,507
	1 公共下水道建設費	9,637,610
	2 流域下水道建設費	106,897
3 災害復旧費		9,823,000
	1 下水道施設災害復旧費	9,823,000
4 公債費		4,382,016
	1 公債費	4,382,016
歳出	合計	25,950,990

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 建設費	1 公共下水道建設費	新蛇田南地区震災復興土地区画整理公共下水道整備事業	219,000	平成26年度	173,000
				平成27年度	46,000

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事項		期間	限度額
「石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	利子補給	平成26年度分	水洗便所等改造資金の借入残高に対して年8.5%以内の利子補給
	損失補償	平成26年度分	未償還元金の10/100に相当する金額の損失補償

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設事業債	8,371,100	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮、又は借り換えをすることができる。
流域下水道整備事業債	106,800			
下水道事業資本費平準化債	1,472,800			
下水道事業特別措置債	28,200			
下水道施設災害復旧事業債	152,000	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め25年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮、又は借り換えをすることができる。

石 卷 市 漁 業 集 落 排 水 事 業

特 別 会 計

第36号議案

平成26年度石巻市漁業集落排水事業特別会計予算

平成26年度石巻市の漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,863千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)
款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金	1
2 使用料及び手数料		361
	1 使用料	361
3 繰入金		30,500
	1 一般会計繰入金	30,500
4 諸収入		1
	1 延滞金加算金及び過料	1
歳入	合計	30,863

2 歳出		(単位：千円)
款	項	金額
1 管理費		22,775
	1 総務管理費	6,773
	2 施設管理費	16,002
2 公債費		8,088
	1 公債費	8,088
歳出	合計	30,863

石 卷 市 農 業 集 落 排 水 事 業

特 別 会 計



第37号議案

平成26年度石巻市農業集落排水事業特別会計予算

平成26年度石巻市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ528,562千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,603
	1 分担金	2,603
2 使用料及び手数料		97,097
	1 使用料	97,097
3 県支出金		63,210
	1 県補助金	63,210
4 繰入金		210,251
	1 一般会計繰入金	210,251
5 諸収入		1
	1 延滞金加算金及び過料	1
6 市債		155,400
	1 農業集落排水事業債	155,400
歳 入 合 計		528,562

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理費		202,291
	1 総務管理費	20,538
	2 施設管理費	181,753
2 災害復旧費		10,000
	1 農業集落排水施設災害復旧費	10,000
3 公債費		316,271
	1 公債費	316,271
歳 出 合 計		528,562

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
「石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	利子補給	平成26年度分	平成27年度から平成31年度まで 水洗便所等改造資金の借入残高に対して年8.5%以内の利子補給
	損失補償	平成26年度分	平成26年度から平成32年度まで 未償還元金の10/100に相当する金額の損失補償

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業 資本費平準化債	153,900	普通貸借又は証券発行 (ただし、登録債)	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮、又は借り換えをすることができる。
農業集落排水施設 災害復旧事業債	1,500	普通貸借又は証券発行 (ただし、登録債)	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め25年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮、又は借り換えをすることができる。

## 石巻市浄化槽整備事業

## 特 別 会 計

第38号議案

平成26年度石巻市浄化槽整備事業特別会計予算

平成26年度石巻市の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,386千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		477
	1 分担金	477
2 使用料及び手数料		9,201
	1 使用料	9,201
3 国庫支出金		3,598
	1 国庫補助金	3,598
4 繰入金		67,609
	1 一般会計繰入金	67,609
5 諸収入		1
	1 延滞金加算金及び過料	1
6 市債		14,500
	1 浄化槽整備事業債	14,500
歳 入 合 計		95,386

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理費		29,655
	1 総務管理費	10,235
	2 施設管理費	19,420
2 建設費		52,515
	1 浄化槽建設費	52,515
3 公債費		13,216
	1 公債費	13,216
歳 出 合 計		95,386

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
「石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん要綱」に基づく資金融資に伴う利子補給及び損失補償	利子補給	平成26年度分	平成27年度から平成31年度まで
	損失補償	平成26年度分	平成26年度から平成32年度まで

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄化槽整備事業債	9,800	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮、又は借り換えをすることができる。
浄化槽整備事業資本費平準化債	4,700			

## 石巻市市街地開発事業

## 特 別 会 計

第39号議案

平成26年度石巻市市街地開発事業特別会計予算

平成26年度石巻市の市街地開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,255,415千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		186,000
	1 負担金	186,000
2 財産収入		3,374,000
	1 財産売払収入	3,374,000
3 繰入金		10,840,015
	1 一般会計繰入金	10,840,015
4 市債		1,855,400
	1 市街地開発事業債	1,855,400
歳 入 合 計		16,255,415

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 市街地開発事業費		15,468,695
	1 震災復興土地区画整理事業費	7,289,217
	2 被災市街地復興土地区画整理事業費	8,179,478
2 公債費		786,720
	1 公債費	786,720
歳 出 合 計		16,255,415



第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 市街地開発事業費	2 被災市街地復興土地区画整理事業費	中央一丁目地区事業	392,000	平成26年度	146,000
				平成27年度	156,000
				平成28年度	73,000
				平成29年度	17,000

## 石巻市産業用地整備事業

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
震災復興土地区画整理事業債	1,855,400	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還若しくは元金均等償還により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮、又は借り換えをすることができる。

## 特 別 会 計

第40号議案

平成26年度石巻市産業用地整備事業特別会計予算

平成26年度石巻市の産業用地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,040,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 繰入金		1,043,312
	1 一般会計繰入金	1,043,312
2 市債		997,600
	1 産業用地整備事業債	997,600
歳 入 合 計		2,040,912

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		2,032,900
	1 産業用地整備事業費	2,032,900
2 公債費		8,012
	1 公債費	8,012
歳 出 合 計		2,040,912

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 産業用地整備事業費	1 産業用地整備事業費	須江地区事業	3,503,000	平成26年度	1,996,000
				平成27年度	1,507,000

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業用地整備事業債	997,600	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還若しくは元金均等償還により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮、又は借り換えをすることができる。

石巻市国民健康保険事業

特 別 会 計

第41号議案

平成26年度石巻市国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度石巻市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,023,004千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)
款	項	金額
1 国民健康保険税		4,017,721
	1 国民健康保険税	4,017,721
2 使用料及び手数料		4,450
	1 手数料	4,450
3 国庫支出金		6,579,587
	1 国庫負担金	3,990,246
	2 国庫補助金	2,589,341
4 療養給付費等交付金		457,178
	1 療養給付費等交付金	457,178
5 前期高齢者交付金		3,931,735
	1 前期高齢者交付金	3,931,735
6 県支出金		1,172,945
	1 県負担金	162,462
	2 県補助金	1,010,483
7 共同事業交付金		2,519,473
	1 共同事業交付金	2,519,473
8 財産収入		1,020
	1 財産運用収入	1,020
9 繰入金		2,323,690
	1 一般会計繰入金	1,248,259
	2 基金繰入金	1,075,431
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		15,204
	1 延滞金加算金及び過料	5,200
	2 雑入	10,004
歳入	合計	21,023,004

2 歳出		(単位：千円)
款	項	金額
1 総務費		110,114
	1 総務管理費	67,093
	2 徴税費	42,137
	3 運営協議会費	884
2 保険給付費		14,409,370
	1 療養諸費	13,093,989
	2 高額療養費	1,199,728
	3 移送費	504
	4 出産育児諸費	96,649
3 後期高齢者支援金等		18,500
	1 後期高齢者支援金等	18,500
4 前期高齢者納付金等		2,582,419
	1 前期高齢者納付金等	2,582,419
5 老人保健拠出金		1,875
	1 老人保健拠出金	1,875
6 介護納付金		100
	1 老人保健拠出金	100
7 共同事業納付金		1,103,905
	1 介護納付金	1,103,905
8 共同事業拠出金		2,519,481
	1 共同事業拠出金	2,519,481
9 保健事業費		220,439
	1 特定健康診査等事業費	164,063
	2 保健事業費	56,376
10 基金積立金		1,020
	1 基金積立金	1,020
11 諸支出金		44,281
	1 償還金及び還付加算金	44,281
12 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出	合計	21,023,004

石 卷 市 後 期 高 齡 者 医 療

特 別 会 計

第42号議案

平成26年度石巻市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度石巻市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,703,780千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決



第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1,122,485
	1 後期高齢者医療保険料	1,122,485
2 使用料及び手数料		484
	1 手数料	484
3 繰入金		537,734
	1 一般会計繰入金	537,734
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		43,076
	1 延滞金及び過料	16
	2 受託事業収入	40,199
	3 雑入	2,861
歳 入	合 計	1,703,780

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		40,969
	1 総務管理費	30,525
	2 徴収費	10,444
2 保健事業費		61,065
	1 健康診査事業費	61,065
3 後期高齢者医療広域連合納付金		1,598,885
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,598,885
4 諸支出金		2,861
	1 償還金及び還付加算金	2,860
	2 繰出金	1
歳 出	合 計	1,703,780

石 卷 市 介 護 保 險 事 業

特 別 会 計

第43号議案

平成26年度石巻市介護保険事業特別会計予算

平成26年度石巻市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,079,789千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 介護保険料		2,075,798
	1 介護保険料	2,075,798
2 使用料及び手数料		501
	1 手数料	501
3 国庫支出金		2,919,383
	1 国庫負担金	2,069,858
	2 国庫補助金	849,525
4 支払基金交付金		3,374,301
	1 支払基金交付金	3,374,301
5 県支出金		1,739,186
	1 県負担金	1,691,098
	2 県補助金	48,088
6 財産収入		291
	1 財産運用収入	291
7 繰入金		1,969,872
	1 一般会計繰入金	1,705,324
	2 基金繰入金	264,548
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		456
	1 延滞金及び過料	2
	2 貸付金元利収入	360
	3 雑入	94
歳 入 合 計		12,079,789

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		211,217
	1 総務管理費	72,934
	2 徴収費	14,330
	3 介護認定審査会費	123,953
2 保険給付費		11,572,181
	1 介護サービス等諸費	9,827,006
	2 介護予防サービス等諸費	914,791
	3 その他諸費	12,166
	4 高額介護サービス等費	137,953
	5 高額医療合算介護サービス等費	16,626
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		266,831
	1 介護予防事業費	63,346
	2 包括的支援事業・任意事業費	203,485
5 保健福祉事業費		4,266
	1 保健福祉事業費	4,266
6 基金積立金		291
	1 基金積立金	291
7 諸支出金		5,002
	1 償還金及び還付加算金	5,002
8 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		12,079,789

石 卷 市 病 院 事 業 会 計

第44号議案

平成26年度石巻市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度石巻市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数(休止病床除く)	一般病床	25床	
(2) 年間入院外来患者数	入院	4,015人	外来 21,870人
(3) 1日平均入院外来患者数	入院	11.0人	外来 90.0人
(4) 主要な建設改良事業	器械備品購入費		16,900千円
	建設改良費		121,242千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、運転資金に充てるため、震災減収対策企業債144,000千円を借り入れる。

(収入)

第1款	病院事業収益	1,395,187千円
第1項	医業収益	440,277千円
第2項	医業外収益	954,910千円

(支出)

第1款	病院事業費用	1,673,728千円
第1項	医業費用	1,477,804千円
第2項	医業外費用	141,990千円
第3項	特別損失	52,934千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	資本的収入	736,923千円
第1項	企業債	16,900千円
第2項	他会計出資金	298,781千円
第3項	県補助金	121,242千円
第4項	他会計補助金	300,000千円

(支出)

第1款	資本的支出	736,923千円
第1項	建設改良費	138,142千円
第2項	企業債償還金	298,781千円
第3項	投資その他の資産	300,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等整備事業債	16,900千円	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮、又は借り換えをすることができる。
震災減収対策企業債	144,000千円	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内	起債年度から据置期間を含め15年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮、又は借り換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 961,378千円
- (2) 交際費 250千円

(他会計からの補助金)

第8条 経営基盤安定化対策等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、513,693千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸購入資産の限度額は、187,920千円と定める。

平成26年2月18日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決